

報酬の実態に即した標準報酬月額決定（回答）

—行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせんに対する回答—

総務省行政評価局は、次の行政相談を受け、行政苦情救済推進会議（座長：堀田力）に諮り、その意見を踏まえて、平成22年12月7日、厚生労働省に対しあっせんし、平成23年5月27日、同省から回答を受領しました。

（行政相談の要旨）

社会保険料の算定の基礎となる4月から6月までの報酬の平均額と年間の報酬の平均額が著しく異なる場合、報酬の実態に応じた標準報酬月額の算定を行うようにしてほしい。

（あっせん要旨）

厚生労働省は、次の事項について検討する必要がある。

定時決定による標準報酬月額と年間の報酬の平均額とが乖離^{かい}する場合に、当該乖離を解消するために保険者算定を実施することを前提として、保険者算定の範囲や手順等を改めること。

（回答要旨）

報酬の実態に即した標準報酬月額決定について、厚生労働省では次の措置を講じた。

1. 昭和36年厚生省保険局長通知（※1）を改正し、保険者算定を行う場合として「当年の4月から6月の3か月間に受けた報酬の月平均額から算出した標準報酬月額と、前年の7月から当年の6月までの間に受けた報酬の月平均額から算出した標準報酬月額の間^間に2等級以上の差を生じた場合であって、当該差が業務の性質上例年発生することが見込まれる場合」を追加。
2. 併せて、昭和36年厚生省保険局健康保険課長通知（※2）を改正し、上記により保険者算定を行う場合、過去1年間（前年7月から当年6月）の間に受けた報酬の月平均額によることを追加。

※1 「健康保険法及び厚生年金保険法における標準報酬月額の定時決定及び随時決定の取扱いについて」（昭和36年1月26日付け保発第4号各都道府県知事あて厚生省保険局長通知）

※2 「健康保険法及び厚生年金保険法における標準報酬月額の定時決定及び随時決定の取扱いについて」（昭和36年1月26日付け保発第7号各都道府県民生部（局）保険課（部）長あて厚生省保険局健康保険課長通知）



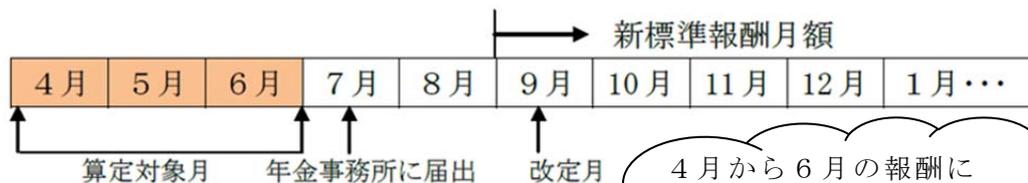
担当部局：総務省行政評価局行政相談課
連絡先：行政相談業務室長 龍宮 克宏
電話：03-5253-5425（直通）
FAX：03-5253-5426
E-mail：<https://www.soumu.go.jp/hyouka/i-hyouka-form.html>

報酬の実態に即した標準報酬月額の設定について

あっせん前

- 標準報酬月額(毎月の社会保険料(健康保険及び厚生年金保険の保険料)を算出するための根拠)は、毎年1回、被保険者が7月1日に使用されている事業所において、4月から6月までに受けた報酬の総額を月数で除して決定される(定時決定)。当該標準報酬月額は、その年の9月から翌年の8月までの各月の標準報酬月額となる。
- 厚生労働大臣、健康保険組合は、上述の方法で算定した額が著しく不当であると認めるときは、その算定する額を報酬月額とすることができる(保険者算定)。

ただし、保険者算定の実施は昭和36年厚生省通知により、給料の遅配分を受け取った場合、賃金カットがあった場合等に限定されており、残業や歩合制による報酬の増減があった場合には行わないとの取扱い。



4月から6月の報酬に基づいて社会保険料が決まると僕の収入に合わないから困るな…

あっせん

措置状況

保険者算定の範囲及び算定方法を定めた通知を次のとおり改正。

- 保険者算定を行うことができる場合として、次の①と②を満たすものを追加。
 - ① 当年の4月から6月の報酬の月平均額から算出した標準報酬月額と前年の7月から当年の6月までの報酬の月平均額から算出した標準報酬月額の間、2等級以上の差が生じている場合
 - ② 当該2等級以上の差が、業務の性質等により毎年のように発生することが見込まれる場合
- 2 1により保険者算定を行う場合、前年の7月から当年の6月までの間に受けた報酬の月平均額から算出した報酬月額により算定を行う。



僕の収入に合った社会保険料になってよかった!

